

令和7年12月8日

能登半島地震により被害を受けた建築物の情報収集・調査及び防災力向上に
向けた対策の検討に係る業務を実施する者の公募の審査結果について

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

次のとおり、能登半島地震により被害を受けた建築物の情報収集・調査及び防災力向上に
向けた対策の検討に係る業務を実施する者を選定しましたので、報告します。

＜募集期間＞

令和7年11月21日～令和7年12月5日

＜審査基準＞

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 2) 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。
- 3) 建築関係法令の内容を熟知し、住宅・建築物の安全性向上に係る専門的・技術的
知見を有すること。
- 4) その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。
- 5) 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

＜選定した事業者＞

提案者 1者（一般財団法人日本建築防災協会）

採択者 一般財団法人日本建築防災協会